

民生文教常任委員会

1 開 議 令和3年6月21日（月） 午前10時00分

2 場 所 委員会室2

3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第52号 大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議案第53号 大田原市那須与一伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

民生文教常任委員会名簿

委員長	大豆生田	春	美	出席	
副委員長	高	崎	和	夫	出席
委員	秋	山	幸	子	出席
	鈴	木		隆	出席
	深	澤	正	夫	出席
	菊	池	久	光	出席
	君	島	孝	明	出席

当局	教	育	部	長	大	森	忠	夫	出席			
	生	涯	学	習	課	長	津	久	井	静	男	出席
	文	化	振	興	課	長	長		竜	也	出席	

事務局	植	竹		広	出席
-----	---	---	--	---	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（大豆生田春美君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、教育部長、生涯学習課長、文化振興課長であります。

◎議案第52号 大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第52号 大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（大森忠夫君） 改めまして、おはようございます。議案第52号 大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する一部を改正する条例の制定につきましては、本会議におきまして私から説明させていただきましたが、本日は生涯学習課長から詳細な改正に関する説明をさせますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（大豆生田春美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（津久井静男君） それでは、議案第52号 大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書補助資料339ページを御覧ください。

大田原市ふれあいの丘の指定管理者を令和3年4月30日をもって取り消し、市が直接施設を管理、運営していくことに伴い、関係部分を改正するものであります。改正前条例は、指定管理者と外部に施設の管理運営を委託することを前提にした内容であったことから、市が直接管理運営する場合でも対応できるように条例の一部を改正するものです。

主な改正内容といたしましては、改正前条例において「利用料金」とあるものを「使用料」に、「利用」とあるものを「使用」に改めるとともに、その他の文言の修正と条文の整理を行うものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、議案書340ページを御覧ください。まず、改正前条例の第5条であります。こちらは館長及び学習指導員の給与等に関する規定であり、この規定につきましては、大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で定めてあることから、改めて当該条例で規定する必要がないため、当該条例からは削除いたします。これに伴い、以下の条例番号を順次繰り上げることといたします。

次に、改正条例第6条第2項につきましては、指定管理者制度を導入した際の読み替え規定になります。指定管理者導入の際は、関係条文の「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に、「使用」を「利用」とそれぞれ読み替える改正内容となっております。

次のページ、341ページを御覧ください。改正条例第9条につきましては、第2項及び第3項に自然観察館及び天文館に関する規定がありますので、第1項中の括弧書き部分の「(自然観察館及び天文館を除く。)」を削除いたします。また、第2項及び第3項の「入館券」を第14条の規定による「入館料の納付」に改めます。

次のページ、342ページを御覧ください。改正条例第14条は施設の使用料について定め、市が直接運営する際の使用料を規定するものであります。別表により定めておりますが、使用料の変更はございません。

次のページ、343ページを御覧ください。第15条に使用料の減免規定を新たに追加いたします。

第18条は、指定管理者制度を導入した際の利用料金について定めるもので、改正前条例の第15条の内容を引き継ぐものであります。

議案書337ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するとして、使用料に係る経過措置として、第2項にありますように、令和3年5月1日から施行日までの間に納付された改正前の条例による利用料金につきましては、改正後の規定に基づく使用料とみなすことといたします。

次のページ、338ページの第3項では、令和4年3月31日までの間に限り、施設の使用料は改正後の条例第14条第1項の規定にかかわらず、改正前条例の規定に基づいて指定管理者が市長の承認を得て定めた額、すなわち、さきの指定管理者が定めた額を引き継いでいくことといたします。

以上で議案第52号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） ご説明いただいたふれあいの丘の設置管理の関係ですけれども、ふれあいの丘は、これは一般質問のほうでも質問ございましたけれども、部分的に宿泊の部分は使えないということなので、すけれども、たしかこの指定管理の範囲だったところですから、研修施設とか多分いろいろほかにも施設があったと思うのですけれども、この辺のところは現状として使えるということなのでしょうか。使えらとすれば、多分新しい枠組みの中でのその管理ということになると思うのですけれども、そういう関連がちょっとございますので、状況をちょっと教えてください。

○委員長（大豆生田春美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（津久井静男君） 現在、施設につきましては宿泊部分、もともとの青少年研修センターのみを使用不可としております。ですので、従来指定管理者が管理しておりました茶室、大工房、木竹芸館、陶芸館、体育館、多目的グラウンド等につきましては、従来どおり利用することは可能となっております。ただし、夜間につきましては管理者が不在ですので、当面の間、夜間の貸出しについては休止しております。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに。

君島委員。

○委員（君島孝明君） 今、指定管理ではなくて直営になるということなのですが、今後指定管理に戻す予定はございますか。

○委員長（大豆生田春美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（津久井静男君） 現在のところ指定管理者に戻すことも含めて検討中でございます。
なお、時期についてはまだ未定であります。

○委員長（大豆生田春美君） ほかにございますか。
秋山委員。

○委員（秋山幸子君） これ指定管理……

○委員長（大豆生田春美君） 着座で結構でございます。

○委員（秋山幸子君） はい。指定を取り消して市が直接運営を行うということなのですが、指定管理者にしたときのふれあいの丘指定管理者というのを見ますと、北関東総合警備保障株式会社というふうになっておまして、こうしたところに……

（「違う」と言う人あり）

○委員（秋山幸子君） 違う。では、それをちょっと置きまして、指定管理者にするのに取消しというのは、ちょっと大変なことではないかなというふうに思っておりまして、そういうときには今まで指定管理者がまだたくさんありますので、指定管理者に指定するときに条件を引き下げて募集したりとか、それから設備投資なしで設けられますよとか、いろいろありますと、市民に対してのサービスが下がってしまうということ、あるいはイメージダウンになったりすることもありますので、こうしたことをこれから指定管理に検討中ということですので、これからも慎重さが大事なかなと思って、教訓としていただくようお願いしたいと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 意見ですか、これは。意見ですか質問ですか。

○委員（秋山幸子君） 意見ではなくて、その辺を、ちょっと複雑みたいなので、今説明の中になかったので、お聞きします。

○委員長（大豆生田春美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（津久井静男君） 現在、取消しをしました指定管理につきましては共同企業体という形で、学び・いきいき活躍推進グループということで、4社の企業体で指定を受けていたところでございます。今回事情により取消しという事態には至りましたが、今後施設をどのようにしていくかという部分におきましては、極力市民サービスの低下につながらないような状態を目指して検討を進めてまいりたいと思いますので、その辺りにつきましては、今後の検討課題の中で対応していきたいと思っております。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
これより意見を行います。

（発言する人なし）

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第52号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号 大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第53号 大田原市那須与一伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第2、議案第53号 大田原市那須与一伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（大森忠夫君） 続きまして、それでは議案第53号 大田原市那須与一伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議におきまして私から説明させていただきましたが、本日は文化振興課長から詳細な改正に関する説明をさせますので、どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（大豆生田春美君） 文化振興課長。

○文化振興課長（長 竜也君） 議案第53号 大田原市那須与一伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書補助資料348ページを御覧ください。

大田原市那須与一伝承館の休館日を毎週月曜日及び年末年始の12月29日から1月3日までに変更するため、関係部分を改正するものであります。

那須与一伝承館の休館日につきましては、これまで道の駅那須与一の郷の休館日に一部合わせておりましたが、道の駅の集客の一部としておりましたが、道の駅那須与一の郷の運営実績の向上に一定の役割を果たしたことや、市内及び県内の博物館、資料館と同様な休館日とするため、本条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表により説明を申し上げますので、349ページを御覧ください。第5条第1項第1号中「毎月第2及び第4月曜日」を「毎週月曜日」に改め、同項第2号を「年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）」に改めるものです。

議案書347ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は、令和3年10月1日から施行するとしております。

以上で議案第53号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

君島委員。

○委員（君島孝明君） 休館日の変更なのですが、本来であれば年の初めとか年度の初めにすべきだと思うのですが、なぜこのタイミングになったか、そのメリットと理由をお知らせ願いたい。

○委員長（大豆生田春美君） 手を挙げてお願いします。

文化振興課長。

○文化振興課長（長 竜也君） 今までいろいろ検討はしてきたのですが、内部で検討したところ、6月議会にしかちょっと間に合わなかったというか、そこで出すということを昨年度内のうちに決めたとところでございます。それで一番早いのが6月議会の議決ということになりますので、10月1日の施行につきましては、今会議で議決いただきまして、約3か月間の周知期間を必要と考えましたので、10月1日としております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 菊池委員。

○委員（菊池久光君） 1点だけちょっと参考までにお聞きしたいのですが、年末年始のほうなのですけれども、今までは年始だけ休みだったと思うのです。年末29日から31日までの来館者数はどれくらいあったものなのでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 文化振興課長。

○文化振興課長（長 竜也君） 年末の人数については、ちょっと把握はしておりませんが、一応全体と見まして4年間の平均入場者数が1万3,227名おりまして、そのうち年末年始、月曜日の入館者数が1,169人、約8.8%おりました。そこが減少する感じになります。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 毎週月曜日ですか、お休みするということと、あと年末を新たにお休みにするということなのですか、恐らく多分大丈夫だと思うのですが、特段何かイベントの関係であるとか、実際イベント、催事をする側の観点から何か支障、多分ないとは思いますが、念のためそのことを確認させてください。

○委員長（大豆生田春美君） 文化振興課長。

○文化振興課長（長 竜也君） 内部で検討しましたが、一応月曜日というのは周りのやはり施設が休み等が多いので、それに併せてというようなことなものですから、特に問題はないと考えております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 教育部のほうだけで結構ですけれども、ほかの施設の関係で類似な何か休みの関係で、毎週定期的に休みになっていないとか、年末年始休みになっていないとか、そういった施設はございますか。

○委員長（大豆生田春美君） 文化振興課長。

○文化振興課長（長 竜也君） 我々のほうではちょっと把握はしておりませんが、教育部の施設は、ほとんど年末年始と月曜日が休みになっております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第53号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号 大田原市那須与一伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（大豆生田春美君） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午前10時17分 散会